

サクッと小技 石焼いもは熱された石からの放射熱でさつま芋が糖分を増やす温度を長時間維持するので、芋を甘くする調理法としてトップクラス。そろそろ恋しい時期ですね。

## 医療費控除には明細書の作成が必要です

平成29年分の確定申告から、**領収書の提出の代わりに「医療費控除の明細書」の添付**が必要となっています。  
※医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。

### 医療費控除の明細書の記載例

一定の条件を満たした「医療費のお知らせ」がある場合、記入を簡略化できます。  
(「医療費のお知らせ」は医療費控除の明細書と共に税務署に提出します。)

|                 |                           |                                  |                                     |
|-----------------|---------------------------|----------------------------------|-------------------------------------|
| 「医療費のお知らせ」を元に記入 | (1) 医療費通知に記載された医療費の額<br>円 | (2) (1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額<br>円 | (3) (1)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額<br>円 |
|-----------------|---------------------------|----------------------------------|-------------------------------------|

「医療費のお知らせ」に記載のない医療費を「医療を受けた人」及び「病院・薬局」ごとに、1年分の金額を合計して記入  
(「医療費のお知らせ」を使わずに、全ての医療費をこちらに記入することも可能)

| (1) 医療を受けた方の氏名 | (2) 病院・薬局などの支払先の名称 | (3) 医療費の区分                                                                                                                                                                 | (4) 支払った医療費の額 |
|----------------|--------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 青色太郎           | 〇〇病院               | <input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療<br><input type="checkbox"/> 介護保険サービス<br><input type="checkbox"/> 医薬品購入<br><input type="checkbox"/> その他の医療費                       | 9,400円        |
| 〃              | JR、〇〇バス            | <input type="checkbox"/> 診療・治療<br><input type="checkbox"/> 介護保険サービス<br><input type="checkbox"/> 医薬品購入<br><input checked="" type="checkbox"/> その他の医療費                       | 1,560円        |
| 〃              | △△薬局               | <input type="checkbox"/> 診療・治療<br><input type="checkbox"/> 介護保険サービス<br><input checked="" type="checkbox"/> 医薬品購入<br><input type="checkbox"/> その他の医療費                       | 700円          |
| 青色花子           | ××診療所              | <input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療<br><input checked="" type="checkbox"/> 介護保険サービス<br><input checked="" type="checkbox"/> 医薬品購入<br><input type="checkbox"/> その他の医療費 | 4,400円        |

※「医療費のお知らせ」が届く時期については、勤務先またはお住いの市町村にご確認ください。  
※会員の方には、本紙12月号に「医療費控除の明細書」を同封します。用紙をお持ちでない方はご利用ください。ただし、記載例を参考に yourself で明細書を作成しても差し支えありません。  
**確定申告に関する詳しい情報は税務署にお問い合わせください**

生活のツボ

さつま芋を甘く蒸かす！  
とにかく低温でじっくり！  
さつま芋は50度～70度の時に甘味成分が作られます。蒸し器なら弱火で20～30分。電子レンジなら200Wに設定し、濡らしたキッチンペーパーで包み、さらにラップでふんわり包み10分。秋の味覚を堪能しましょう。

公式ウェブサイト

様々な会員サービスや各種セミナー、税務情報などを随時更新しています。

どどここ 小田原 検索

SMSもチェック！

Facebook

## 小田原税務署からのお知らせ インボイス制度説明会の御案内

自分には関係ないと思っていませんか？  
インボイス発行事業者になるか、早めに検討をお願いします

令和5年10月から導入されるインボイス制度(消費税の適格請求書等保存方式)は、全ての事業者の方に影響する可能性があるものです。制度の仕組みや登録申請手続の説明会を開催しますので、お取引先にもお声がけいただき、この機会に是非ご参加ください。

### 1 消費税の申告をされている方(課税事業者)向け ※法人・個人事業者共通

| 開催日           | 開催時間        | 会場               | 定員  |
|---------------|-------------|------------------|-----|
| 令和4年10月18日(火) | 15:40～16:10 | 小田原市民交流センターUMECO | 30名 |
| 令和4年10月24日(月) | 16:00～16:30 |                  |     |
| 令和4年10月27日(木) | 10:00～11:30 | 小田原税務署3階会議室      |     |
| 令和4年11月18日(金) | 10:00～11:30 |                  |     |
| 令和4年11月25日(金) | 10:00～11:30 |                  |     |
| 令和4年12月9日(金)  | 10:00～11:30 |                  |     |
| 令和4年12月16日(金) | 16:00～16:30 | 小田原市民交流センターUMECO |     |

申込先 小田原税務署法人課税第1部門 TEL0465-35-4511(代)(内線315)

### 2 消費税の仕組みから知りたい方(免税事業者)向け ※法人・個人事業者共通

| 開催日           | 開催時間        | 会場          | 定員  |
|---------------|-------------|-------------|-----|
| 令和4年10月27日(木) | 13:15～14:45 | 小田原税務署3階会議室 | 30名 |
|               | 15:15～16:45 |             |     |
| 令和4年11月25日(金) | 13:15～14:45 |             |     |
|               | 15:15～16:45 |             |     |
| 令和4年12月9日(金)  | 13:15～14:45 |             |     |
|               | 15:15～16:45 |             |     |

申込先 小田原税務署個人課税第1部門 TEL0465-35-4511(代)(内線412)

※電話による事前予約制です(お電話の際は、音声ガイダンスに沿って『2』を選択)。  
※会場には公共交通機関をご利用ください。  
※新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては、中止する場合があります。  
**令和5年3月に近づくにつれて混雑が予想されますので、発行事業者の登録を受ける方は、早めに申請をお願いします(注:登録を受けるかどうかは事業者の任意です。)**

## 税の基礎知識 医療費控除について

### 医師又は歯科医師による診療又は治療の対価

- 対象

○医師に支払った診療費・治療費  
○入院の対価として支払う部屋代・食事代等  
○人間ドック等により病気が発見され、引き続き治療を行う場合の人間ドック費用  
○医師の指示や、治療上やむを得ない場合の差額ベッド代  
○親族以外の付添人への報酬  
○発育段階にある子供の歯列矯正費用
- 非対象

○医師や看護師への謝礼  
○入院のために購入した身の回り品の費用(寝巻き、洗面用具代等)  
○テレビや冷蔵庫の使用料  
○健康診断・人間ドック費用  
○インフルエンザの予防接種  
○自己の都合で利用した差額ベッド代  
○美容のための整形手術費用  
○付添人が親族の場合の報酬  
○診断書の作成費用

### 医薬品等の購入

- 対象

○医師の処方による薬  
○治療のため薬局で購入した医薬品(風邪薬、鎮痛剤など薬事法に規定する医薬品)  
○治療のため必要な医師の指示で装着するメガネの購入費用(病名などを医師が記入した所定の処方箋が必要)  
○成人用オムツ(医師の作成した「おむつ使用証明書」が有る場合)
- 非対象

○病気の予防や健康維持・増進、美容のため購入したマスク、サプリメントなど  
○日常生活用のメガネ・補聴器の購入代  
○防ダニ寝具、空気清浄機の購入費用  
○健康器具の購入代金

### 治療通院のための交通費

- 対象

○電車・バス等の公共交通機関の利用料(領収書や家計簿等に記入しておく)  
○病状により公共交通機関が利用できない場合のタクシー代  
○幼児や、要介護者などに同行する付添人の交通費
- 非対象

○自家用車で通院するためのガソリン代、駐車場代  
○里帰り出産のための交通費  
○タクシー代

### あんま・マッサージ

- 対象

○施術者(あん摩マッサージ指圧師、鍼灸師に関する法律に規定する施術者)、柔道整復師による施術費用
- 非対象

○資格を持たない者による施術費用  
○健康維持や疲れを癒すためのマッサージや、鍼灸の施術費用

### 介護施設等

○施設等の領収書には医療費控除の対象となる金額が記載されていますので、それを参考にしてください。

## 次の算式によって計算した金額が控除額となります。

その年中に支払った医療費の額

-

保険金などで補てんされる金額

-

10万円(総所得金額等が200万円未満の場合は、その5%相当額)

=

医療費控除額(最高200万円)

## 医療費控除Q&A

- Q

入院費を超える金額の生命保険契約に基づく入院給付金の支払を受けたときは、その超えた部分の金額は他の治療費から差し引く必要がありますか？
- A

他の治療費から差し引いて医療費控除の計算を行う必要はありません。  
支払った医療費の金額を上回る部分の補てん金の額は、他の医療費の金額からは差し引きません。
- Q

共働き夫婦の夫が妻の医療費を負担した場合には、その医療費は、誰の医療費控除の対象になりますか？
- A

夫婦が生計を一にしている場合は、医療費を実際に支払った夫の医療費控除の対象となります。
- Q

未払の医療費は医療費控除の対象となりますか？
- A

医療費控除の対象となる医療費の金額は、その年中に実際に支払った金額に限られており、その年中に治療が終わっている場合であっても、未払となっている医療費は、その年の医療費控除の対象とはなりません。

小田原税務署 0465-35-4511(代表)

## 10月は個人県民税・市町村民税の第3期分の納期です！

| 個人県民税とは                                                                                                                                   |         |  |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|--|
| ・県の仕事に必要な経費を広く県民の皆様にその能力に応じて負担していただく税金です。<br>・県では、水環境保全・再生に必要な特別財源として、個人県民税の超過課税を活用しています(令和4年度～令和8年度の5年間の超過課税の税率は、均等割 300円、所得割 0.025%です)。 |         |  |
| 【納める人】                                                                                                                                    |         |  |
| 毎年1月1日現在県内に住所がある個人                                                                                                                        | 均等割と所得割 |  |
| 毎年1月1日現在で県内に事務所、事業所または家屋敷があり、その所在する市町村内に住所がない個人                                                                                           | 均等割     |  |

【納める額】(令和4年度)  
・均等割……年額1,800円  
・所得割……政令市に住所がある方は課税総所得金額の2.025%を、その他の市町村に住所がある方は4.025%を負担していただきます。

【申告と納税】  
申告・納税などの事務は、個人の市町村民税とあわせて市町村が行います。  
・申告期限  
申告期限は3月15日です。(所得税の確定申告書を提出した方は個人県民税の申告書を提出する必要はありません。また、原則として給与所得のみの方も同様です。)  
・納税

|              |                                                      |
|--------------|------------------------------------------------------|
| 給与所得者        | 6月から翌年の5月までの12回に分けて、毎月の給料から天引きされます。                  |
| 給与所得者以外の所得者  | 原則として、6月・8月・10月・翌年1月の4回に分けて、市町村から送付される納税通知書によって納めます。 |
| 公的年金等に係る年金所得 | 年6回の年金支給時ごとに年金から天引きされます。                             |

◇問合せ先 | 小田原県税事務所 事業税課 TEL0465-32-8000(代)

本人又は生計を一にする配偶者その他親族のために医療費を支払った場合、医療費控除の申告ができます。医療費控除の対象となる医療費の範囲は、次のとおりです。

会員限定  
無料相談  
要ご予約  
24-2612

## 弁護士 相談会

10時～12時  
10月21日(金)  
11月1日(火)  
11月18日(金)  
12月6日(火)  
12月16日(金)

## 弁護士 相続 相談会

10時～12時  
10月19日(水)  
11月16日(水)  
12月21日(水)

## 社労士の 年金・ 社会保険 相談会

10時～12時  
11月8日(火)  
12月13日(火)  
1月17日(火)

## 不動産 コンサルタントの 不動産 相談会

10時～12時  
10月27日(木)  
11月24日(木)  
12月22日(木)

## 税理士の 税 相談会

14時～16時  
10月20日(木)  
11月17日(木)  
12月15日(木)

## 日本政策金融公庫の 融資 相談会

10時～12時  
12月7日(水)

経営コンサルタントの

## 経営 相談会

日時応談  
24-2614まで  
ご予約ください

## 会場

納税者センター・青色会館  
ご注意  
同一内容のご相談は重ねてできません。予めご了承ください。

## 税のカレンダー

| ○所得税の予定納税                                  |  | 納期限を守りましょう！<br>口座振替を利用しましょう！ |
|--------------------------------------------|--|------------------------------|
| 減額申請の提出期限：11月15日(火)<br>第2期分の納付期限：11月30日(水) |  |                              |
| ○個人事業税                                     |  | 第2期分の納付期限：11月30日(水)          |
| ○固定資産税 ※小田原市は固定資産税及び都市計画税                  |  | 小田原市：第3期分の納付期限：11月30日(水)     |

国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料及び市県民税・町県民税の納期限等については、お住いの市町村にご確認ください。

